- **01** 債権とは、特定の人が特定の人に対して一定の行為(給付)をするように請求することのできる権利であり、請求権と同じ意味である。
- 02 債務者が債権者に対して負う義務は、一定の行為(債務の本旨に従った給付)を行う義務だけである。
- 03 債権のもつ強制力とは、債務者に対して裁判上で給付を請求することのできる権能のことを言う。[超基本]
- 04 特定物債権とは、特定物の所有権の移転と引渡しを内容とする債権で、特定債権とも呼ばれることがある。
- 05 特定物の引渡しを目的とした債務を負担した者は、特定物債務を生じる契約が有償契約であるか無償契約であるかに関係なく、原則として(すなわち特別の規定や合意がなければ)、履行期まで「善良な管理者の注意」をもって、その物を保管しなければならない。この注意は、標準人(あるいは類型人・合理人ともいう)が尽くすべき注意を指し、この善管注意義務に違反すれば、具体的過失があると評価される。
- 06 特定物とは、契約当事者が具体的な物の個性に注目して債権の目的物とした物である。これに対して、種類物は不特定物と同義で、ある種類に属する物ということで債権の目的物として指定された物をいう。たとえば、自動車の売買契約で、新車ならば種類物、中古車ならば特定物となるのが通常である。代替的な特定物は存在しない。
- 07 特定物の売主に善管注意義務の違反があり、目的物が損傷・滅失すれば、債務不履行責任が生じる。善管 注意義務違反なく目的物が損傷・滅失した場合には、判例や伝統的な見解によれば、売主は損傷・滅 失した状態で引き渡せば債務不履行責任を負わず、追完や修繕義務も負わない。
- 08 履行期に特定物の引渡しをせず、その後に目的物が不可抗力で損傷・滅失した場合には、債務者は 債務不履行責任を負う。[やや難]
- 09 卸売業者との間で自らが生産する林檎の中から500kgを販売する契約を締結した林檎生産農家は、特別の合意がなければ、自分が生産した林檎の中から上等の品質の林檎を500kg引き渡さなくても、必ずしも林檎の引渡債務の不履行にはならない。[超基本]
- 10 制限種類債務ではない単純な種類債務の債務者は、市場に同種の物が存在すればいくら取得費を払っても 調達する重い義務を負う。制限種類債務の債務者は、その制限種類物から給付すれば足り、それを善管注意 義務をもって保管していたのであれば、品質が悪くても債務不履行にはならない。[やや難]
- 11 特定により、種類債権は、特定物債権になる。判例によれば、種類物売買で、目的物が特定がされると、 特別の合意がなければ、目的物の所有権がその時点で債権者に移転する。また、債務者は、それ以降、善良 な管理者の注意をもってその特定した種類物を保管する義務を負う。
- 12 持参債務では、債権者に現実の提供をして初めて特定が生じるのが原則であるが、取立債務では、債務者が目的物を種類に属する他の物から分離すれば、特定が生じる。送付債務では、債務者が運送機関に目的物を分離して引き渡せば特定が生じる。[基本/考え出すと難]
- 13 判例・通説によれば、制限種類物ではない種類売買の場合の債務が取立債務である場合において、買主が 取立てに来ないとき、売主は、買主が取りに来ればいつでも目的物を特定して給付できる状態にして受取を 催告すれば、履行遅滞の責任を免れ、手元にある物すべてが売主の帰責事由なく滅失すれば、買主は何も受 け取れなくても代金を支払わなければならない。[や・難]
- 14 特定により、対価危険が債権者に移転するから、売主の帰責事由なく種類物売買で特定後に目的物が滅失しても、買主は代金を支払わなければならない。目的物の滅失につき売主に帰責事由があるときには、買主は代金を支払う債務を免れる。

- 15 種類物売買で目的物が特定がしても、売主は、同じ種類に属する他の物と自由に入れ替えることができる。
- 16 一定金額を支払う金銭債務には履行不能がなく、債務者は履行遅滞について絶対的な責任を負う。[超基本]
- 17 一定金額を支払う金銭債務の債務者は、特別の法の規律や特約がなければ、約束した金額を支払うことで 免責される。例外はないわけではないが、最高裁判例でそのような例外的処理を認めた事例は存在しない。
- 18 特約がない場合、1億円を支払う義務を負う債務者が、千円札10万枚で弁済の提供をした場合、債権者は受領を拒絶できないが、50円を支払う義務を負う債務者が、1円玉50個で弁済を提供しても、債権者は受領を拒める。
- 19 売買契約の当事者が売買代金をドル表示で決めていた場合でも、買主は円で支払うことができ、売主はそれを拒むことができない。売主も、買主に対し円で支払うように請求することができる。この結論は当事者がドル紙幣で支払うことを合意していても変わらない。[難]
- 20 不動産の賃料は利息ではない。現金価格10万円の商品を10回の均等分割払いで買い物をし、各月の支払額が11000円であれば、1000円分は利息である。代金を支払うのが遅延したときに債務者が債権者に支払わなければならない遅延利息も、厳密に言えば利息でない。「難」
- 21 不法行為に基づく損害賠償債務や不当利得返還債務の履行遅滞の場合の遅延損害金、将来の逸失利益を一時金で支払う場合の中間利息控除は、平均市場金利の変動にかかわらず、年利5%で計算される。[超基本]
- 22 わが国では、利息に利息を付けるとの特約は、約定の利率が利息制限法の範囲内であれば許される。特約がなければ、利息には利息は付かない。「超基本」
- 23 金銭消費貸借の場面で、私法上で有効な利息の上限を定めているのは利息制限法であり、刑法上で違法とされない利息の上限を定めているのは貸金業法である。
- 24 現在の利息制限法によれば、50万円を金融業者以外から借り入れた人の私法上有効な借入れ利率は、上限が年18%であり、違約金や遅延損害金はその倍の36%まで許される。[超基本]
- 25 利息制限法では、その定める上限利率を超えた利息を合意しても、それは一部無効であるのが原則で、金 銭消費貸借契約自体が無効となるわけではないから、たとえば、50万円を年利50%で1年間貸した場合でも、 貸主は、1年後に元本50万円の返還と利息9万円の支払いを請求できる。[超基本]
- 26 判例は、利息制限法の上限利率を超えた利息を約束し、かつ、それを支払った借主は、過払い分の返還を 請求できるとする。
- 27 貸金業法によれば、借主が利息制限法の制限超過利息を任意に支払えば、その支払いは有効で、貸主は制 限超過利息を正当に保持できる。
- 28 金銭消費貸借では、利息という名前がつけられていなくても、利息として扱われる場合がある。[超基本]
- 29 120万円を貸すときに、利息を30万円と定めて、この分を事前に差し引き、借主に90万円を渡したとき、借主は1年後に 円を返還すれば足りる。いくらになるか計算しなさい。
- 30 Yは、Xとの間で、某雑誌の記念号の締切日(締切日を過ぎれば論文を書いてもらっても意味がない事例だとする)までに論文を書いてXに提出するか、さもなくば寄付金をXに提供するとの約束をした。当事者の意思によって選択権者が定まらない場合は、Yが選択権者である。Xは、相当の期間を定めてYにいずれを選択するかを催告することができ、Yが選択をしなければ、Xが選択することができる。Xが原稿の督促をしないまま締切日を徒過してしまった場合、Yは締切徒過による損害賠償を支払うことを選択して、寄付金の支払いを免れることができる。